

令和４年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定により、令和４年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

２ 審査期日

令和５年７月２６日（水）・２７日（木）・２８日（金）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額１５６億３，６７５万９，９９９円、歳出総額１５１億９，８６３万２，７４４円で、歳入歳出差引残額４億３，８１２万７，２５５円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となる。

歳入の状況は、収入済額１５６億３，６７５万９，９９９円を前年度と比較すると５．７４％、金額にして９億５，２３９万６，０８６円の減であり、調定額１５７億８，５６１万５４４円に対する収入率は、９９．０６％である。

収入済額全体の４３．１８％を占める町税の収納率は９７．９３％で、前年度の９７．８０％より０．１３ポイントの増である。

町税の不納欠損額は８３４万１７２円で、前年度と比較すると３９．０２％の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な

滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は１億３，５５８万１，９４１円で、前年度と比較すると１．０３％の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額１５１億９，８６３万２，７４４円を前年度と比較すると４．５９％、金額にして７億３，１０５万５，８７１円の減である。本年度の予算現額に対する執行率は９７．３７％で、翌年度繰越額が２，１０８万７，０００円生じたので、不用額は３億８，８８２万２，２５６円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の３９．７１％を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金及び非課税世帯等への臨時特別給付金、児童福祉費では、保育園児童運営委託料、町立保育園２園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が１７．０９％を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金、戸籍住民基本台帳費では、コンビニ交付クラウドシステム導入委託料等が主なものである。

次に衛生費が１２．２２％を占め、保健衛生費では、福生病院企業団への負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金及びリサイクルプラザ運転業務委託料等が主なものである。

次に土木費が１１．８９％を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設等設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金等が主なものである。

次に、教育費が１０．４０％を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、社会教育費では、町営第２庭球場だれでもトイレ等設置工事等が主なものである。

以下、消防費３．７６％、公債費２．０２％、商工費１．１２％の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和4年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症変異株の感染拡大が見られたが、緊急事態宣言などの行動制限はとられなかった。しかし、ロシアのウクライナ侵攻による影響が国内物価を押し上げ、急速に円安が進み、現在も食品や電気料金などが高値で推移している。瑞穂町では、諸物価高騰の負担を軽減するため、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金や食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金等の町民を支える緊急支援策を独自で開始した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各種事業やイベントが開催できずにいたが、第47回瑞穂町駅伝競走大会等一部のイベントが開催された。

令和4年度には組織改編を行った。地域が抱える課題の認識と解決のため、行政力と地域力の協働を進めるため、協働推進部協働推進課を設置した。観光資源、農産物、工業製品、特産品など瑞穂町の魅力を強く発信し、あわせて「ものづくり・DX等推進事業」を推進するために、産業経済課に観光プロモーション係を設置した。行政のデジタル化の推進、町民の利便性の向上と行政の効率化を図るために、デジタル推進課を設置した。

主な事業を概観していくと、まず「みずほ健康ポイントあるってこ」事業がある。継続的な運動と健康診査などの受診のきっかけづくりとなるよう特典を設け、健康増進事業の拡大を図った。また、認知症検診事業を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の疑いのある方を早期発見し、早期診断・対応を促進した。誰もが健康ですこやかに暮らせるまちの一助となることに期待したい。

地域公共交通については、多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）に向けて、6回にわたって都市計画素案説明会が開催された。この計画の実現により、多摩地域の公共交通ネットワークが強化されることで、アクセス利便性の向上に加え、多摩地域全体の活力や魅力の向上が期待される。沿線の新たなまちづくり、瑞穂町の魅力の向上に期待したい。

安全安心なまちづくりでは、防犯灯163基を従来の蛍光灯から、より明るく寿命の長いLED防犯灯に交換し、町内の防犯灯約1,800基が全てLED防犯灯になった。また、設置要望のあった箇所にもLED防犯灯を設置する等、安全で安心なまちづくりの推進に努めたことは評価できる。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月19日に受けたため、7月28日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。
引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）・２８日（金）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、４，９０３世帯、被保険者７，６７９人で前年度と比較すると２０６世帯の減、被保険者は５１５人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額３６億９，９６２万７，５２４円、歳出総額３６億９，３０３万９，６３６円で、歳入歳出差引残額６５８万７，８８８円である。

歳入の状況は、収入済額３６億９，９６２万７，５２４円を前年度と比較すると３．８％の増であり、調定額に対する収入率は９６．４７％である。

収入全体の１７．８１％を占める国民健康保険税の収納率は調定額の８２．９９％である。

国民健康保険税における不納欠損額は７２９万７，２００円で、前年度と比較すると５３．１０％の減であり、収入未済額は１億２，８７７万１，２０２円で、前年度と比較すると３．８９％の増である。

その他の収入は、都支出金６８．３６％、一般会計からの繰入金１２．４

0 %が主なものである。

歳出の状況は、支出済額36億9,303万9,636円を前年度と比較すると4.68%の増であり、予算現額に対し97.36%の執行率である。

支出の主なものは、全体の66.85%を占める保険給付費の、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費で、その他に30.39%を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、適切に事業が遂行されたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進し、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額１０億９，６６６万４９０円、歳出総額１０億７，０４８万２，９８９円で、歳入歳出差引残額２，６１７万７，５０１円である。

歳入の状況は、収入済額１０億９，６６６万４９０円を前年度と比較すると２１．８７％の減であり、調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の５１．０３％を占める一般会計からの繰入金、２６．４４％を占める町債、１３．２０％を占める保留地処分金や下水道負担金の諸収入及び５．８１％を占める国庫補助金である。

歳出の状況は、支出済額１０億７，０４８万２，９８９円を前年度と比較すると２１．７３％の減であり、予算現額に対し９７．６１％の執行率である。

支出の主なものは、総務費で支出全体の72.09%を占めており、都市づくり公社委託料（債務負担解消分）が主なものである。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２８日（金）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第１号被保険者数は９，４１７人、認定者数は１，５５５人で認定率１６．５１％となっている。また、現年度分保険料の収納率は、９９．４９％である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額２５億８８５万９，８０５円、歳出総額２４億９，８７４万７９９円で、歳入歳出差引残額１，０１１万９，００６円である。

歳入の状況は、収入済額２５億８８５万９，８０５円を前年度と比較すると１．７２％の増であり、調定額に対し９９．５６％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の２５．１９％を占める支払基金交付金、２４．１７％を占める保険料、１９．３１％の国庫支出金、１６．５２％の一般会計からの繰入金及び１４．４３％の都支出金である。

保険料における不納欠損額は３２２万７，８００円で、前年度と比較すると２４．１０％の減であり、収入未済額は９１７万円で、前年度と比較すると５．６１％の増である。

歳出の状況は、支出済額 24 億 9,874 万 799 円を前年度と比較すると 1.67% の増であり、予算現額に対し 96.31% の執行率である。

支出の主なものは、90.46% を占める保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和 5 年 8 月 9 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）・２８日（金）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は４，８３４人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額８億３，４４８万１，００２円、歳出総額８億２，３６８万１，０７０円で、歳入歳出差引残額１，０７９万９，９３２円である。

歳入の状況は、収入済額８億３，４４８万１，００２円を前年度と比較すると１０．６９％の増であり、調定額に対し９９．４６％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の４８．７２％を占める保険料、４５．０９％を占める一般会計からの繰入金である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は３１万６，４００円で、前年度と比較すると２２．０３％の減である。収入未済額は４４６万１，１００円で、前年度と比較すると１１３．７８％の増である。

歳出の状況は、支出済額８億２，３６８万１，０７０円を前年度と比較すると１０．５０％の増であり、予算現額に対し９９．６６％の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の９４．０６％を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額３２２万８、４８７円、歳出総額２５８万２、８６１円で、歳入歳出差引残額６４万５、６２６円である。

歳入の状況は、収入済額３２２万８、４８７円は調定額の１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の７９．８８％を占める基金繰入金、１９．８８％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額２５８万２、８６１円が予算現額に対し７９．８２％の執行率である。

支出の主なものは、５５．２０％を占める総務費で、主に委員報酬、管理会運営費及び殿ヶ谷財産区基金積立金、４４．８０％を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額９８８万９、８５８円、歳出総額７８３万７、６６０円で、歳入歳出差引残額２０５万２、１９８円である。

歳入の状況は、収入済額９８８万９、８５８円は調定額に対する１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の４２．２９％を占める財産収入、４５．０２％を占める基金繰入金及び８．６１％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額７８３万７、６６０円が予算現額に対し７４．６６％の執行率である。

支出の主なものは、７２．１１％を占める総務費で、主に管理等委託料及び建物火災保険料、２７．８９％を占める諸支出金では一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額５７４万１，３５３円、歳出総額４１０万８，２５８円で、歳入歳出差引残額１６３万３，０９５円である。

歳入の状況は、収入済額５７４万１，３５３円は調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の５１．０７％を占める基金繰入金、２９．３７％を占める財産収入及び１９．５６％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額４１０万８，２５８円が予算現額に対し７０．１３％の執行率である。

支出の主なものは、５０．６３％を占める諸支出金で一般会計繰出金、４９．３７％を占める総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和４年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和４年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和５年７月２７日（木）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額８０万３，４６２円、歳出総額５３万４，６１６円で、歳入歳出差引残額２６万８，８４６円である。

歳入の状況は、収入済額８０万３，４６２円は調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の６５．４７％を占める基金繰入金、３４．５２％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額５３万４，６１６円が予算現額に対し６６．０８％の執行率である。

支出の主なものは、８６．７２％を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、１３．２８％を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美